

# 定 款

社会福祉法人 素王福社会

# 社会福祉法人素王福祉会定款

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 障害者支援施設の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ロ) 老人デイサービス事業の経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ホ) 障害児相談支援事業の経営
- (ヘ) 特定相談支援事業の経営

### (名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人素王福祉会という。

### (経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を福岡県筑後市大字鶴田字慶野 555 番地 1 に置く。

## 第二章 評議員

### (評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 8 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、外部委員2名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印する。

## 第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、3名を業務執行理事とすることができる。

#### （役員を選任）

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### （理事の職務及び権限）

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### （監事の職務及び権限）

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### （役員任期）

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### （役員解任）

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### （役員報酬等）

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### （職員）

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

### (構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

### (招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

### (資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 筑後市大字鶴田字慶野 555 番地 1  
筑後市大字鶴田字大地田 645 番地 3  
家屋番号 555 番 1 の 4  
老人ホーム 鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建  
(1 階 2,717.84 m<sup>2</sup> 2 階 2,302.92 m<sup>2</sup> 3 階 277.95 m<sup>2</sup>)
- (2) 筑後市大字鶴田字慶野 555 番地 1、555 番地 1 先、  
筑後市大字鶴田字西慶野 554 番地  
家屋番号 555 番 1 の 3

- 養護所 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 (496.94 m<sup>2</sup>)
- (3) 筑後市大字鶴田慶野  
土地(宅地) 555 番地 1 (5,046.91 m<sup>2</sup>)
- (4) 筑後市大字鶴田大地田  
(イ) 土地(宅地) 645 番 3( 183.64 m<sup>2</sup>)  
(ロ) 土地(雑種地)645 番 (1,070 m<sup>2</sup>)
- (5) 筑後市大字鶴田字二タ又 601 番地 1、601 番地 2、606 番地、607 番地 3、筑後市大字鶴田字東二タ又 620 番地 1  
家屋番号 601 番 1  
療養所 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建  
(1 階 1,757.93 m<sup>2</sup> 2 階 1,756.16 m<sup>2</sup> 3 階 1,236.37 m<sup>2</sup>)
- (6) 筑後市大字鶴田字二タ又 600 番地、599 番地 1  
家屋番号 600 番の 1  
倉庫 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 (51.80 m<sup>2</sup>)
- (7) 筑後市大字鶴田字二タ又 600 番地、601 番地 1  
家屋番号 600 番の 2  
倉庫 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 (48.60 m<sup>2</sup>)
- (8) 筑後市大字鶴田字二タ又 606 番地  
家屋番号 606 番  
老人ホーム  
鉄骨造陸屋根 2 階建  
(1 階 947.98 m<sup>2</sup> 2 階 907.74 m<sup>2</sup>)
- (9) 筑後市大字鶴田字二タ又  
(イ) 土地(雑種地) 599 番 2( 180 m<sup>2</sup>)  
(ロ) 土地(宅地) 601 番 1(3,800.33 m<sup>2</sup>)  
(ハ) 土地(宅地) 606 番 (4,134.61 m<sup>2</sup>)  
(ニ) 土地(宅地) 607 番 3( 436.27 m<sup>2</sup>)  
(ホ) 土地(雑種地) 599 番 1( 359 m<sup>2</sup>)  
(ヘ) 土地(雑種地) 600 番 ( 178 m<sup>2</sup>)  
(ト) 土地(宅地) 601 番 2 (497.50 m<sup>2</sup>)
- (10) 筑後市大字鶴田字東二タ又  
土地(宅地)620 番 1(1,230 m<sup>2</sup>)
- (11) 筑後市大字鶴田字南七障子  
(イ) 土地(宅地)585 番 2 (91.92 m<sup>2</sup>)  
(ロ) 土地(宅地)585 番 3(1,680.65 m<sup>2</sup>)
- (12) 久留米市中央町 16 番地 33、16 番地 27、16 番地 31、16 番地 32、16 番地 34、16 番地 35  
家屋番号 16 番 33  
老人ホーム  
鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建  
(1 階 714.56 m<sup>2</sup> 2 階 695.03 m<sup>2</sup> 3 階 714.56 m<sup>2</sup> 4 階 714.56 m<sup>2</sup>)

符号

物置

鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 13.55 ㎡

(13) 久留米市中央町

- (イ) 土地(宅地)16番6 (19.09 ㎡)
- (ロ) 土地(宅地)16番7 (85.04 ㎡)
- (ハ) 土地(宅地)16番8 (174.02 ㎡)
- (ニ) 土地(宅地)16番9 (101.15 ㎡)
- (ホ) 土地(宅地)16番10(121.48 ㎡)
- (ヘ) 土地(宅地)16番11(75.19 ㎡)
- (ト) 土地(宅地)16番43(23.82 ㎡)
- (チ) 土地(宅地)16番44(81.19 ㎡)

(14) 筑後市大字尾島字町囲

- (イ) 土地(山林)540番(33.00 ㎡)
- (ロ) 土地(雑種地)541番(238.00 ㎡)
- (ハ) 土地(宅地)542番(425.32 ㎡)
- (ニ) 土地(畑)547番1(78.00 ㎡)
- (ホ) 土地(宅地)547番3(235.41 ㎡)
- (ヘ) 土地(山林)548番(29.00 ㎡)
- (ト) 土地(山林)549番(29.00 ㎡)
- (チ) 土地(宅地)550番1(37.54 ㎡)
- (リ) 土地(宅地)550番4(54.50 ㎡)持分 1/2

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第三六条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、福岡県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福岡県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。



- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金（預金）の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

- 第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

- 第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

- 第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

- 第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

- 第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の過半数の同意がなければならない。

## 第七章 公益を目的とする事業

### (種別)

第三六条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
- (3) 有料老人ホームを経営する事業
- (4) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- (5) 事業所内保育施設の設置運営事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

## 第八章 解散

### (解散)

第三七条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第三八条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第九章 定款の変更

### (定款の変更)

第三九条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福岡県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

## 第十章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第四〇条 この法人の公告は、社会福祉法人素王福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

### (施行細則)

第四一条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この定款は平成 29 年 4 月 1 日から改正

この定款の変更は、平成 29 年 4 月 26 日から施行する。

この定款の変更は、平成 29 年 8 月 16 日から施行する。

この定款の変更は、平成 30 年 12 月 25 日から施行する。

この定款の変更は、令和元年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	三 根 芳太郎	理 事	増 田 賢 治
理 事	黒 岩 嘉 三	理 事	広 田 真 久
理 事	今 本 正 義	理 事	石 橋 将 克
監 事	馬 場 初 吉	監 事	田 中 正 市

附 則 2

定款に基づき昭和 48 年 4 月 16 日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	今 本 正 義	常務理事	増 田 賢 治
理 事	石 橋 将 克	理 事	菊 地 健太郎
理 事	下 川 栄太郎	監 事	木 本 健 蔵
監 事	田 中 正 市		

附 則 3

定款に基づき昭和 49 年 3 月 27 日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	今 本 正 義	常務理事	増 田 賢 治
理 事	石 橋 将 克	理 事	菊 地 健太郎
理 事	下 川 栄太郎	理 事	沖 広
監 事	田 中 正 市	監 事	志 水 重 人

附 則 4

定款に基づき昭和 50 年 5 月 25 日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	今 本 正 義	常務理事	増 田 賢 治
理 事	石 橋 将 克	理 事	菊 地 健太郎
理 事	下 川 栄太郎	理 事	沖 広
理 事	田 中 八千男	理 事	肥後橋 四 郎
理 事	川 崎 朝 生	理 事	城 戸 主 一
理 事	近 藤 俊 勝	理 事	木 附 徹 雄
監 事	志 水 重 人	監 事	水 町 静 夫
監 事	江里口 充		

附 則 5

定款に基づき昭和 52 年 4 月 5 日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	今 本 正 義	常務理事	増 田 賢 治
-----	---------	------	---------

理事	三根	芳太郎	理事	石橋	将克
理事	菊地	健太郎	理事	中島	均
理事	牛島	巖	理事	岡村	清隆
理事	沖	広	理事	白土	俊文
理事	寺崎	慶二	理事	熊谷	恒俊
監事	志水	重人	監事	水町	静夫

附則 6

定款に基づき昭和52年5月6日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛島	巖	理事	今本	正義
理事	岡村	清隆	理事	中島	均
理事	増田	賢治	理事	三根	芳太郎
監事	志水	重人	監事	庄村	栄

附則 7

定款に基づき昭和52年8月12日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛島	巖	理事	今本	正義
理事	岡村	清隆	理事	黒岩	哲男
理事	馬場	正平	理事	根本	栄一
監事	福田	秀雄	監事	庄村	栄

附則 8

定款に基づき昭和54年7月24日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	徳永	義次	理事	根本	栄一
理事	黒岩	哲男	理事	宮田	利則
理事	室園	覚	理事	小山田	一
監事	福田	秀雄	監事	庄村	栄

附則 9

定款に基づき昭和56年4月9日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	徳永	義次	理事	根本	栄一
理事	黒岩	哲男	理事	宮田	利則
理事	室園	覚	理事	小山田	一
監事	桜木	速雄	監事	馬場	究

附則 10

定款に基づき昭和58年3月25日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	徳永	義次	理事	根本	栄一
理事	黒岩	哲男	理事	小山田	一
理事	室園	覚	理事	境	辰巳
監事	桜木	速雄	監事	馬場	究

附則 11

定款に基づき昭和60年4月13日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	徳永	義次	理事	牛島	光男
理事	若菜	道明	理事	水田	茂

理事 松尾政秀                      理事 松木登八郎  
監事 桜木速雄                      監事 馬場 究

附則 12

定款に基づき昭和62年4月10日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長 徳永義次                      理事 牛島光男  
理事 若菜道明                      理事 水田 茂  
理事 松尾政秀                      理事 松木登八郎  
監事 桜木速雄                      監事 馬場 究

附則 13

定款に基づき昭和62年12月1日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長 徳永義次                      理事 牛島光男  
理事 若菜道明                      理事 水田 茂  
理事 松尾政秀                      理事 松木登八郎  
監事 桜木速雄                      監事 水町 好

附則 14

定款に基づき平成元年4月11日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長 徳永義次                      理事 牛島光男  
理事 若菜道明                      理事 坂川代志男  
理事 谷北哲男                      理事 松木登八郎  
監事 桜木速雄                      監事 水町 好

附則 15

定款に基づき平成元年4月12日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長 牛島光男                      理事 若菜道明  
理事 坂川代志男                      理事 谷北哲男  
理事 松木登八郎                      理事 徳永義次  
監事 桜木速雄                      監事 水町 好

附則 16

定款に基づき平成元年5月8日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長 牛島光男                      理事 若菜道明  
理事 坂川代志男                      理事 谷北哲男  
理事 松木登八郎                      理事 境 辰巳  
監事 桜木速雄                      監事 水町 好

附則 17

定款に基づき平成3年3月27日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長 牛島光男                      理事 若菜道明  
理事 坂川代志男                      理事 谷北哲男  
理事 松木登八郎                      理事 境 辰巳  
監事 桜木速雄                      監事 水町 好

附則 18

定款に基づき平成5年3月16日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛島光男	理事	若菜道明
理事	松木登八郎	理事	境辰巳
理事	水田茂	理事	牛島顯
監事	桜木速雄	監事	水町好

附則 19

定款に基づき平成5年4月12日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛島顯	理事	若菜道明
理事	水田茂	理事	境辰巳
理事	坂倉展代	理事	牛島慶子
監事	水町好	監事	水町文彦

附則 20

定款に基づき平成7年4月12日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛島顯	理事	若菜道明
理事	水田茂	理事	境辰巳
理事	坂倉展代	理事	牛島巖
監事	水町好	監事	水町文彦

附則 21

定款に基づき平成7年4月13日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛島巖	理事	若菜道明
理事	水田茂	理事	境辰巳
理事	坂倉展代	理事	牛島顯
監事	水町好	監事	水町文彦

附則 22

定款に基づき平成7年4月14日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛島巖	理事	若菜道明
理事	水田茂	理事	境辰巳
理事	坂倉展代	理事	牛島慶子
監事	水町好	監事	水町文彦

附則 23

定款に基づき平成9年4月12日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛島巖	理事	若菜道明
理事	牛島顯	理事	小野勇夫
理事	豊福光明	理事	下川憲雄
監事	水町好	監事	北島和馬

附則 24

定款に基づき平成10年3月15日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛島巖	理事	若菜道明
理事	牛島顯	理事	小野勇夫
理事	豊福光明	理事	下川憲雄
監事	水町好	監事	緒方九州男

附 則 25

定款に基づき平成10年5月25日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛 島 巖	理 事	若 菜 道 明
理 事	小 野 勇 夫	理 事	豊 福 光 明
理 事	新 屋 雄 三	理 事	石 田 美 好
監 事	水 町 好	監 事	緒 方 九州男

附 則 26

定款に基づき平成11年4月12日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛 島 巖	理 事	若 菜 道 明
理 事	石 田 美 好	理 事	牛 島 護 巖
理 事	井 上 栄 子	理 事	入 部 重 彦
理 事	小 野 勇 夫	理 事	石 橋 富 雄
理 事	豊 福 光 明	理 事	新 屋 雄 三
監 事	山 崎 鹿 雄	監 事	吉 田 稔
監 事	緒 方 九州男		

附 則 27

定款に基づき平成11年7月31日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛 島 巖	理 事	若 菜 道 明
理 事	石 田 美 好	理 事	牛 島 護 巖
理 事	井 上 栄 子	理 事	入 部 重 彦
理 事	小 野 勇 夫	理 事	石 橋 富 雄
理 事	佐 野 篤	理 事	新 屋 雄 三
監 事	山 崎 鹿 雄	監 事	吉 田 稔
監 事	緒 方 九州男		

附 則 28

定款に基づき平成13年4月12日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛 島 巖	理 事	牛 島 護 巖
理 事	若 菜 道 明	理 事	石 田 美 好
理 事	新 屋 雄 三	理 事	松 延 俊 一
監 事	馬 場 究	監 事	石 橋 富 雄

附 則 29

定款に基づき平成15年4月12日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛 島 巖	理 事	牛 島 護 巖
理 事	若 菜 道 明	理 事	石 田 美 好
理 事	新 屋 雄 三	理 事	松 延 俊 一
監 事	江 崎 勝 明	監 事	石 橋 富 雄

附 則 30

定款に基づき平成16年10月18日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛 島 巖	理 事	牛 島 護 巖
理 事	若 菜 道 明	理 事	石 田 美 好

理事	新屋雄三	理事	松延俊一
理事	徳永義次	理事	吉田稔
理事	松木登八郎	理事	若菜潔
監事	江崎勝明	監事	石橋富雄

附則 31

定款に基づき平成17年4月12日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛島巖	理事	牛島護巖
理事	若菜道明	理事	石田美好
理事	松延俊一	理事	徳永義次
理事	吉田稔	理事	松木登八郎
理事	若菜潔	理事	益田道孝
監事	江崎勝明	監事	石橋富雄

附則 32

定款に基づき平成19年1月7日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛島護巖	理事	徳永義次
理事	若菜道明	理事	石田美好
理事	松延俊一	理事	吉田稔
理事	松木登八郎	理事	若菜潔
理事	益田道孝		
監事	江崎勝明	監事	石橋富雄

附則 33

定款に基づき平成19年1月30日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛島護巖	理事	徳永義次
理事	若菜道明	理事	石田美好
理事	松延俊一	理事	吉田稔
理事	松木登八郎	理事	若菜潔
理事	益田道孝	理事	牛島誠一
監事	江崎勝明	監事	石橋富雄

附則 34

定款に基づき平成19年4月12日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛島護巖	副理事長	牛島誠一
理事	徳永義次	理事	若菜潔
理事	大薮博	理事	石田美好
理事	松木登八郎	理事	吉田稔
理事	古賀吉博	理事	松延俊一
監事	江崎勝明	監事	石橋富雄

附則 35

定款に基づき平成19年6月1日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛島護巖	副理事長	牛島誠一
理事	徳永義次	理事	若菜潔



理事	大 薮	博	理事	石 田	美 好
理事	松 木	登八郎	理事	吉 田	稔
理事	古 賀	吉 博			
監事	江 崎	勝 明	監事	石 橋	富 雄

附 則 36

定款に基づき平成19年11月27日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛 島	護 巖	副理事長	牛 島	誠 一
理事	徳 永	義 次	理事	若 菜	潔
理事	大 薮	博	理事	富 松	浩 二
理事	松 木	登八郎	理事	吉 田	稔
理事	古 賀	吉 博			
監事	江 崎	勝 明	監事	篠 原	千 三

附 則 37

定款に基づき平成20年3月1日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛 島	護 巖	副理事長	牛 島	誠 一
理事	徳 永	義 次	理事	若 菜	潔
理事	大 薮	博	理事	水 町	文 彦
理事	牛 島	靖 裕	理事	吉 田	稔
理事	古 賀	吉 博	理事	富 松	浩 二
監事	江 崎	勝 明	監事	篠 原	千 三

附 則 38

定款に基づき平成21年4月10日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛 島	誠 一	理事	徳 永	義 次
理事	富 松	浩 二	理事	岡 部	拳
理事	水 田	安 紀	理事	樋 口	政 代
理事	牛 島	靖 裕	理事	水 町	美智子
理事	松 木	君 子	理事	中 島	宏
監事	江 崎	勝 明	監事	篠 原	千 三

附 則 39

定款に基づき平成21年4月12日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛 島	誠 一	理事	徳 永	義 次
理事	富 松	浩 二	理事	岡 部	拳
理事	水 田	安 紀	理事	樋 口	政 代
理事	牛 島	靖 裕	理事	水 町	美智子
理事	松 木	君 子	理事	中 島	宏
監事	江 崎	勝 明	監事	篠 原	千 三

附 則 40

定款に基づき平成21年10月22日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛 島	靖 裕	理事	徳 永	義 次
理事	富 松	浩 二	理事	岡 部	拳

理事	水田安紀	理事	樋口政代
理事	水町美智子	理事	松木君子
理事	中島宏		
監事	江崎勝明	監事	篠原千三

附則 41

定款に基づき平成21年10月23日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛島靖裕	理事	水田安紀
理事	中島宏	理事	岡部拳
理事	松藤鎮人	理事	佐野篤
理事	田中義雄	理事	小野勇夫
理事	大中和夫	理事	牛島美重子
監事	江崎勝明	監事	篠原千三

附則 42

定款に基づき平成23年3月26日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛島靖裕	理事	松木登八郎
理事	若菜道明	理事	堀江民江
理事	若菜雅孝	理事	佐野篤
理事	田中義雄	理事	豊田圭一
理事	大中和夫	理事	北園勝蔵
監事	江崎勝明	監事	松延俊一

附則 43

定款に基づき平成23年12月3日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛島靖裕	理事	松木登八郎
理事	若菜道明	理事	堀江民江
理事	若菜雅孝	理事	佐野篤
理事	田中義雄	理事	豊田圭一
理事	大中和夫	理事	北園勝蔵
監事	江崎勝明	監事	柳川晃浩

附則 44

定款に基づき平成24年4月20日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	田中義雄	理事	松木登八郎
理事	若菜道明	理事	堀江民江
理事	若菜雅孝	理事	佐野篤
理事	北園勝蔵	理事	豊田圭一
理事	大中和夫		
監事	江崎勝明	監事	柳川晃浩

附則 45

定款に基づき平成24年4月28日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	田中義雄	理事	松木登八郎
理事	若菜道明	理事	堀江民江

理事	若菜雅孝	理事	佐野篤
理事	北園勝蔵	理事	豊田圭一
理事	大中和夫	理事	小野勇夫
監事	江崎勝明	監事	柳川晃浩

附則 46

定款に基づき平成24年12月22日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	田中義雄	理事	松木登八郎
理事	堀江民江	理事	若菜雅孝
理事	佐野篤	理事	北園勝蔵
理事	豊田圭一	理事	大中和夫
理事	小野勇夫	理事	萩尾成展
監事	江崎勝明	監事	柳川晃浩

附則 47

定款に基づき平成25年2月16日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	田中義雄	理事	松木登八郎
理事	堀江民江	理事	若菜雅孝
理事	佐野篤	理事	北園勝蔵
理事	豊田圭一	理事	大中和夫
理事	萩尾成展	理事	小林保之
監事	江崎勝明	監事	柳川晃浩

附則 48

定款に基づき平成25年3月23日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	田中義雄	理事	松木登八郎
理事	若菜雅孝	理事	佐野篤
理事	北園勝蔵	理事	豊田圭一
理事	大中和夫	理事	萩尾成展
理事	小林保之	理事	松延俊一
監事	江崎勝明	監事	柳川晃浩

附則 49

定款に基づき平成25年3月29日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	田中義雄	理事	松木登八郎
理事	若菜雅孝	理事	北園勝蔵
理事	萩尾成展	理事	小林保之
監事	江崎勝明	監事	柳川晃浩

附則 50

定款に基づき平成25年4月12日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	田中義雄	理事	萩尾成展
理事	北園勝蔵	理事	東義明
理事	小林保之	理事	江崎勝明
監事	末次幸洋	監事	佐野篤

附 則 51

定款に基づき平成 25 年 8 月 9 日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	田 中 義 雄	理 事	萩 尾 成 展
理 事	北 園 勝 蔵	理 事	東 義 明
理 事	小 林 保 之	理 事	江 崎 勝 明
監 事	末 次 幸 洋	監 事	松 木 君 子

附 則 52

定款に基づき平成 25 年 12 月 18 日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	田 中 義 雄	理 事	萩 尾 成 展
理 事	北 園 勝 蔵	理 事	江 崎 勝 明
理 事	小 林 保 之	理 事	大 中 和 夫
監 事	末 次 幸 洋	監 事	松 木 君 子

附 則 53

定款に基づき平成 26 年 7 月 4 日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛 島 護 厳	理 事	北 園 勝 蔵
理 事	馬 越 ゆ み	理 事	江 崎 勝 明
理 事	若 菜 雅 孝	理 事	小 林 保 之
監 事	末 次 幸 洋	監 事	松 木 君 子

附 則 54

定款に基づき平成 27 年 4 月 12 日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛 島 護 厳	理 事	江 崎 勝 明
理 事	馬 越 ゆ み	理 事	小 林 保 之
理 事	若 菜 雅 孝	理 事	佐 藤 裕 理 子
監 事	末 次 幸 洋	監 事	松 木 君 子

附 則 55

定款に基づき平成 29 年 3 月 30 日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛 島 護 厳	理 事	馬 越 ゆ み
理 事	若 菜 雅 孝	理 事	河 村 伸 久
理 事	永 井 真 二	理 事	江 崎 健 太
監 事	末 次 幸 洋	監 事	松 木 君 子

附 則 56

定款に基づき平成 29 年 6 月 22 日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛 島 護 厳	理 事	馬 越 ゆ み
理 事	若 菜 雅 孝	理 事	河 村 伸 久
理 事	永 井 真 二	理 事	江 崎 健 太
監 事	末 次 幸 洋	監 事	大 淵 賢

附 則 57

定款に基づき平成 29 年 10 月 1 日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長	牛 島 護 厳	理 事	馬 越 ゆ み
理 事	若 菜 雅 孝	理 事	河 村 伸 久

理事 永井真二  
理事 萩尾成展  
監事 末次幸洋

理事 江崎健太  
監事 大淵賢

附則 58

定款に基づき平成29年10月31日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長 牛島護巖  
理事 河村伸久  
理事 江崎健太  
理事 田島俊信  
監事 末次幸洋

理事 馬越ゆみ  
理事 永井真二  
理事 萩尾成展  
監事 大淵賢

附則 59

定款に基づき令和元年5月24日役員を選任を行った。役員は下記のとおりとする。

理事長 牛島護巖  
理事 河村伸久  
理事 江崎健太  
理事 田島俊信  
監事 末次幸洋

理事 馬越ゆみ  
理事 永井真二  
理事 萩尾成展  
監事 大淵賢